

【平塚市まちづくり条例施行規則第54条「駐車場の整備基準」関係】

担当 まちづくり政策部 開発指導課 電話 0463-21-8782

- 1 条例施行規則第54条第1号アの別に定める基準は次のとおりとする。
 - (1) 駐車ますの大きさは、幅2.3メートル、長さ5.0メートル以上とする。ただし、機械式の立体駐車場については、その仕様について開発指導課と協議し決定する。
 - (2) 駐車ますは、道路又は敷地内の車路から円滑に入出庫が行えるように配置すること。(いわゆる詰め込み駐車場においては、道路又は車路に接しない駐車ますは無効とする。)
 - (3) 駐車の方法及び駐車ますの配置に応じた車路幅及び一台当たりの駐車所要面積については、「道路構造令の解説と運用」(日本道路協会)の自動車駐車場諸元の標準値を参考とする。
- 2 条例施行規則第54条第1号イ自動二輪車(原動機付自転車を含む)駐車場及び自転車駐車場の仕様は次のとおりとする。
 - (1) 自動二輪車駐車場
 - ア 駐車区間の大きさは、普通自動二輪車幅における参考値を幅0.9m、長さ2.1mとして整備する。
 - イ 自動二輪車駐車場の駐車区間及び通路は、円滑な出入りが出来るように、その寸法、配置を定めるものとする。
 - (2) 自転車駐車場
 - ア 駐車区間の大きさについては、「道路構造令の解説と運用」(日本道路協会)の自転車駐車区画一台当りの所要面積標準値(低配列、片側一列0.6m×1.9m)を参考とする。
 - イ 自転車駐車場の駐車区間及び通路は、円滑な出入りが出来るように、その寸法、配置を定めるものとする。
 - ウ 特殊装置を用いる場合は、構造上の安全性が確認されているものを使用し、自転車を安全かつ円滑に駐輪させ、出し入れできるものとする。その場合、構造物の周囲に植栽を行う等、周辺の環境に配慮するよう努めるものとする。
- 3 条例施行規則第54条別表第10備考4の別に定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 開発区域内に自動車駐車場を確保出来ない場合は、設置台数を協議により決定し、開発区域内にできるだけ多くの自動車駐車場を確保し、残りを開発区域外に確保すること。
- 4 条例施行規則第54条第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 老人ホーム、高齢者専用共同住宅、グループホーム及びこれらに類するものについては、事業計画の内容、入居者の状態、来客や送迎の際の利便性等を考慮の上協議し、必要な台数を決定する。

- (2) 店舗部分を含む建築物は、原則として、店舗等床面積（本条においては、店舗が直接営業の用に供する床面積に、売場間の通路、ショーウィンドー、ショールーム、サービス施設、承り所、物品加工修理場、一般応接室、ロビー等の床面積を加えた面積をいう。）60平方メートル毎に1台以上の自動車駐車場を開発区域内又は隔地に確保すること。ただし、店舗等床面積が1,000平方メートル未満の場合で、敷地面積及び建築物の規模や形状、事業内容等の理由により、これにより難しい場合は、市長と協議した結果をもって駐車場設置台数とすることができる。
- (3) 大規模小売店舗立地法の対象となる建築物については、同法第4条第1項の規定に基づく指針の定めによる。大規模小売店舗立地法の対象とならない店舗（飲食店、遊技場、公衆浴場、劇場・映画館等）のうち、店舗等面積が1,000平方メートルを超える店舗については上記の算出方法を参考に、事前に予想来客数、事業の性質や立地条件、職員数等を基にした駐車施設利用計画書を提出した上で協議し、台数を決定する。
- (4) 都市計画法施行令第1条に定める特定工作物については、事前に事業の性質や立地条件、職員数、予想来客数等を基にした駐車施設利用計画書を提出した上で協議し、台数を決定する。
- (5) 上記以外の建築物で、延べ面積が1,500平方メートルを超えるものにあつては、原則として延べ面積1,500平方メートルを超える部分（延べ面積が1,500平方メートルを超える建築物について増築する場合には、増築にかかる部分）の面積に対して200平方メートルごとに1台、「違法駐車等防止重点地域」にあつては、1,500平方メートルを超える部分の面積に対して100平方メートルごとに1台分の駐車場を設置する。ただし、敷地面積及び建築物の規模や形状、事業内容等の理由により、これにより難しい場合は、市長と協議した結果をもって駐車場設置台数とすることができる。
- (6) 店舗等面積が300平方メートルを超える自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設及び官公署等の公益的施設については「平塚市自転車の放置防止に関する条例」による設置基準によるものとする。同条例についての担当はまちづくり政策部交通政策課（電話：0463-21-9840）とする。

附 則

この基準は、令和元年10月1日から適用する。